

大計監第 304 号
大計建確 151 号
令和 6 年 9 月 17 日

建物所有者 様

大阪市計画調整局
建築指導部監察課

定期報告書の提出について（事前案内）

平素は、大阪市建築行政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

本市では、定期報告の対象建築物である「事務所その他これに類する用途に供する建築物（以下、「事務所等」という。）」の対象範囲を拡大する大阪市建築基準法施行細則の改正（令和 6 年 9 月 5 日公布）をおこない、令和 7 年 4 月 1 日に施行します。

本市が保有する建築物の資料を調査したところ下記の建築物が令和 7 年度の定期報告対象である事務所等に該当すると思われるので、定期報告書の提出が必要である旨の事前案内を送付させていただきました。

つきましては、有資格者の定期調査及び検査を受けて特定行政庁への報告が必要となりますのでご準備くださいますようお願いいたします。（大阪市を含む府内特定行政庁は、この定期報告業務の窓口を 一般財団法人大阪建築防災センター へ委託しています。）

記

1. 対象建築物

物件コード： ○○○

建物名称： ○○○

所在地： 大阪市○○区○丁目○番地○号

(注) あなたの所有する建築物が対象となるかどうかご確認いただき、対象かどうか判断に苦慮する場合や対象外であると思われる場合、案内通知の送付先変更希望などある場合は、お手数ですがその旨を担当までお知らせ願います。

これまで「事務所等」以外の用途で定期報告をいただいている方にも「事務所等」の用途も含めて報告いただくために案内させていただいています。

お知らせいただく方法については、別紙をご覧ください。

(知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律並びに大阪市個人情報保護条例を遵守して取り扱います。)

【事前案内に対する報告、定期報告提出に関する問合せ先】

担当：（大阪市の定期報告業務受託業者）

一般財団法人大阪建築防災センター

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-1-17

TEL 050-3355-6780

事前案内に対する連絡について

— 必ずお読みください —

今回、事前案内でお知らせした建築物が対象かどうかを、裏面の「大阪府内の定期報告対象建築物と報告時期」P.3の「【別表】定期報告対象建築物と報告時期（事務所 その他これに類するもの）」を参考に、**必ずご確認ください**。

次の項目などに該当する場合は、お手数ですが次の【お知らせいただく方法】のいずれかで**期日までにお知らせください**。

- ・指定範囲対象外（階ごとの用途、面積を記入ください）
- ・現在所有していない
- ・現在建物を使用していない
- ・令和7年〇月に解体予定
- ・案内通知先の変更

（期日）令和6年10月31日

【お知らせいただく方法】

○オンラインによる方法

<https://x.gd/cJZVL>

上記のURL 若しくは、右の二次元コードから行政オンラインシステムにアクセスし、必要事項の入力をお願いします。



○FAXによる方法

同封しております「事務所等事前案内に係る連絡票」に必要事項を記入し、担当 FAX 番号へ返信をお願いします。

FAX : 06-6946-8373（一般財団法人大阪建築防災センター）

※ 定期報告制度における事務所等の対象範囲拡大について、今後説明会を実施する予定です。

（令和7年1月頃 詳細については、本市のホームページで案内予定）

※ 対象物件をお持ちの方は定期報告を以下の時期に報告ください。

提出書類：定期報告書

提出時期：令和7年4月1日から令和7年12月25日

【この事前案内に対する連絡、定期報告の手続き及び提出に関する問合せ先】

担当：一般財団法人大阪建築防災センター（大阪市の定期報告業務受託業者）

（特設問合せ窓口：TEL 050-3355-6780 平日 10：00～15：00 11月中旬まで）

【定期報告制度に関する問合せ先】

（特定建築物） 大阪市計画調整局建築指導部監察課 TEL(06)6208-9312

（特定建築設備等） 大阪市計画調整局建築指導部建築確認課 TEL(06)6208-9304